クロス文化

光本滋著『２０２０年の大学危機―コロナ危機が問うもの―』【抜粋】

クロスカルチャー出版
101-0064　東京都千代田区神田猿楽町2-7-6
電話03-5577-6707
ファクス03-5577-6708
http://crosscul.com

はじめに

大学教育の権利の保障と学生・教職員の安全確保は、通常は対立することはありません。というよりも、大学は両者が対立しない範囲で活動しているといった方が正確でしょう。ところが、感染症が蔓延しているときには、通常のやり方では、教育の権利の保障と学生・教職員の安全確保を両立することができなくなってしまいます。そこで、これまでとは異なる対応をする必要があります。２０２０年に大学がとりくんだ対策、すなわち授業のオンライン化は、教育の権利の保障と学生・教職員の安全確保を両立するものだったといいうるかが問われることになりました。

オンライン授業には対面教育にはない利点があることは事実です。特に、自分のペースで学習を進めていこうとする学生にとって、オンライン授業はさまざまなメリットをもたらす可能性を秘めています。オンライン教育が支持される場合の理由もそうした観点のものです。多くの大学が、今後はオンラインのメリットを生かした教育を展開していくことになるでしょう。

一方で、オンライン授業によっては保障するのが困難なことも少なくありません。その最たるものは、信頼できる仲間をつくることでしょう。

初等教育・中等教育の目的は発達段階に応じた教育であることから、教育においては共通に保障すべきものが重視されます。一方で、高等教育は学生の個別的な要求に応じることが重要になります。とはいえ、個別的な要求に応じることは、個別最適化された学習をさせることと同義ではないはずです。人間は、仲間とともに対立や反発することも含めた共同をすることを通じて、個別的な要求を明確にしていく生き物です。このことは生涯続くものと思われますが、とりわけ青年期にそうした機会を豊富に持つことが大切です。ある論者は、若者は「群れ」の中で育つと表現しました。

こうしたことがらは学生にとって重要な権利であると思われます。にもかかわらず、対面授業やキャンパスにおける活動の保障を要求する学生の声は大学から、ときには社会からも突き放されました。高等教育が限られた者の特権のようであった時代には、高等教育の権利はほとんど問題とされませんでした。しかしながら、高等教育が大きく普及した今日、保障すべき権利の内容を明らかにすることは、大きな課題となっています。その主体は誰であるべきかという問題をCOVID-19パンデミックは提起しているといえるでしょう。本書では、これらのことを論じていきます。

第一章では、２０２０年に起きたできごとを概観します。社会多くの分野と同じく、大学も、ほとんど初めて直面する事態に対して、戸惑い、目まぐるしく対応され、翻弄されました。そこで起きた出来事のうち、まずは筆者がよく知りうることを描いていきます。

第二章では、授業のオンライン化が大学に何をもたらしたかについて考えます。２０２０年の前期は、緊急事態宣言の下で、大学で実施されている授業のほぼすべての授業がオンライン化されました。このことが、オンライン授業の可能性に関する認識を飛躍的に高めたことは間違いありません。同時に、その問題点も明らかになってきました。こうした認識を他者に教えられてではなく、体験と自ら行う評価を通して形成したことは、大学にとって大きな意義を持つことでした。

第三章では、教育費の問題について検討します。COVID―19パンデミックが大学に及ぼした影響の中で、学生が経済的困窮にあえいだことは深刻な問題の一つでした。このこととかかわって、大学の授業料のあり方が問題となりました。ここで、学生が授業料の引き下げを求める中から自身の権利と大学の意義に関する認識を深めていったことは、特筆すべきできごとでした。

第四章では、大学における感染症対策に関する政府の対応をふり返り、その意義や問題点について論じます。文科省が打ち出してきた感染症対策は、ほとんどが条件整備を伴わない「要請」ベースでした。のみならず、オンラインであることを理由に、大学教育の方法を枠づける重大な問題性をはらむものでした。政府の対応がこのようなものになったのは、感染症に対する有効な対策を十分行わないまま、感染症対策を口実にした「改革」を推進しようとしたせいだと思われます。

第五章では、ポストコロナの大学像を探ります。それは、パンデミックが収まったときに、はじめて現れるのではなく、ウイルス感染症のパンデミックという人類的危機に向き合う大学の姿の中に輪郭をあらわしているのではないでしょうか

おわりに

本書は、『危機に立つ国立大学』（クロスカルチャー出版、２０１５年）の続編です。前著では、大学の組織再編が学術の展開方向を見定めた結果としてではなく、政府がときどきの政策を推進するための手段として行われていることを「国立大学の危機」ととらえ、その状況と構造を描きました。残念ながら、このような流れは収まらず、「危機」は現在も続いています。コロナ危機のただ中、政府は、総額10兆円の基金を創設し、出資した国立大学に運用益を還元していこうとする「大学ファン

ド」や、地方創生に貢献することを条件に、一部の国立大学に定員増を認めるなどの内容を閣議決定し、それらを実施するための法律制定等を進めています。各国立大学法人の中期目標に対する政府の縛りはますます強くなり、学長は「学長選考・監察会議」の監視の下、中期計画を遂行するために邁進するという体制がつくられつつあります。

ところで、今日「危機」に直面しているのは、国立大学だけではありません。私立大学や公立大学にも、経営が私物化されたり、設置者である学校法人や地方自治体の介入により、危機的状況にある大学が少なからず存在します。それら「大学の危機」を生み出す本質的な問題を明らかにするとともに危機打開の方向と展望を明確にすることが、続編がめざす内容でした。このように考えてみたものの、なかなか構想の域を出ませんでした。そうしているうちに迎えたのが２０２０年のコロナ危機でした。

筆者には、COVID―19 パンデミックは「大学の危機」の本質を明解に浮かび上がらせたように思われました。本論でも説いたように、教育の権利は感染症が蔓延する中にあってもできる限り保障していかなければならないことがらであり、その方法は、人びとの教育要求を最もよく知りうる者の判断を生かし実践していかなければなりません。ところが、そうした条件がよく備わっているはずの大学において、学生の権利がないがしろにされる事態が広がったのです。それらは悪意によるものではありませんでした。しかし、善意の結果がそうなってしまうのであれば、決定的に重要なものが欠けているといわなければなりません。このことに気づかせてくれたのは、各地で上がったさまざまな学生の声でした。

政府は、緊急事態宣言解除以降、「感染症対策と経済対策の両立」を掲げました。この方針は二つの点で間違っていたといわざるをえません。

一つは、感染症対策と経済対策は常に両立できるものではないからです。感染者の分布が特定の地域にしか存在しないのであれば、他の地域の経済活動を止める必要はありません。しかしながら、感染源が全国に拡散している中では感染症対策と経済対策の両立ができないことは、各国の例が示している通りです。二つには、感染症対策自体が間違っているためです。多くの専門家が異口同音に言うように、感染拡大防止の基本は、感染者を発見し隔離することです。その方法は、いくつかあるはずですが、適切な対象者を検査しなければならないことは当然です。日本政府のとりくみは、この点で不十分であり、そのことがわかった現在も方針をあらためていません。

これらの問題は、大学の感染症対策にも深刻な影を落としています。大学ではさまざまなことがらに関して現場の判断が求められます。ところが、大学だけでは対応することのできない地域の公衆衛生が欠けていることや、対面授業再開の目安となる基準が定まっていないことが現場に混乱を招いています。こうした問題にとりくむことも、大学の危機を打開するための課題だというべきでしょう。

本書の内容は、日本教育法学会のコロナ問題合同委員会、および大学評価学会（第18回大会、愛知工業大学（オンライン開催））におけるシンポジウム報告がベースになっています。それぞれにおいて問題の考察を深める重要な手がかりになる質問や意見をいただいたことに感謝いたします。

光本　滋著『２０２０年の大学危機―コロナ危機が問うもの―』（Ａ５判、本体２０００円）は、小社から５月２５日に発売になりました。大学の現状分析が鋭く的確です。ぜひご一読ください。

【目　次】

はじめに
1　２０２０年の大学危機―COVID-19 パンデミック下の大学―
（1）２０２０年のコロナ危機
COVID-19 パンデミック
緊急事態宣言
経済対策へのシフトと感染の再拡大－２年目に突入したコロナ危機
（2）２COVID-19 パンデミック下の大学一変した大学の状況
北海道大学の２０２０年
うずまく批判
問われる大学のあり方
2　オンライン授業の光と影
（1）オンライン授業の一斉導入
授業の大半がオンライン化
障害の克服
（2）オンライン授業のインパクト
オンライン授業のメリット
オンライン授業の問題点
学生アンケート調査－
学生の心身、生活への影響
オンライン授業に対する評価
オンライン授業がもたらしたもの
（3）対面授業再開をめぐる対立
文部科学省の方針転換－
対面授業再開運動
対面授業をめぐる対立が示すもの
学生の信頼を得た大学
対立を超える論理
3　深刻化する教育費負担
（1）学生の困窮
学生団体の調査・緊急提言
各種調査が示す学生の困窮
（2）減額要求と政府・大学の対応
政府の対応
各大学の対応
問われる「授業料」
経済支援に関する大学間格差
（3）学費減額運動が示すもの
学費減額運動のインパクト
学費減額運動の特徴
運動の論理の展開
韓国における学費返還運動
学費減額運動の課題
4　コロナ危機と大学政策・大学改革
（1）感染症対策の課題
入試・行事における対策
施設の改修
（2）大学の教育方法
大学設置基準の解釈変更に潜む問題
総務省による「不当な支配」
（3）危機便乗型「改革」
「９月入学」が招いた混乱
高校生の入試制度要求
対面授業再開の推奨
「大学ニューノーマル」
危機便乗型「改革」の問題
5　ポスト コロナの大学像
学習権と教育
学生の学習権
大学の目的の意義
COVID-19 パンデミック収束のために
おわりに
資料　年表
文部科学省通知・事務連絡等一覧

■■■編集後記■■■

『クロス文化』第７号をお届け致します。今号は、光本　滋先生（北海道大学准教授）の最新刊『２０２０年の大学危機―コロナ危機が問うもの―』の抜粋です。「はじめに」、「おわりに」と「目次」の掲載です。『危機に立つ国立大学』の続編。現状分析が光る１７２頁の単行本です。本書を読んだ読者からの声を紹介します。総合的俯瞰的に分析してくれたこの素晴らしい本を感銘深く読んだ。知っていることよりも、知らないことの方が多く大変勉強になった。とりわけ、日本政府のおそまつさを今更ながら認識させてくれた」（私立大学教員）コロナ騒動は大学に何をもたらしたか。本書が原点を見直すきっかけになれば幸いです。（k）